

仙台市脱炭素先行地域づくり事業(住宅対象)補助金交付要綱  
(令和6年7月22日環境局長決裁)

(趣旨)

第1条 この要綱は、環境省が公募する「脱炭素先行地域」に選定された本市の計画提案書（以下「本市提案書」という。）において対象とする地域（以下「対象地域」という。）の脱炭素化、再生可能エネルギーの導入等を推進するため、二酸化炭素排出抑制対策事業費交付金（地域脱炭素移行・再エネ推進交付金）交付要綱（令和4年環政計発第2203301号。以下「国交付要綱」という。）に基づき国から交付される地域脱炭素移行・再エネ推進交付金を活用し、予算の範囲内において間接補助事業を実施するために必要な事項を定めるものとする。

2 仙台市脱炭素先行地域づくり事業(住宅対象)補助金（以下「補助金」という。）の交付については、国交付要綱、地域脱炭素移行・再エネ推進交付金実施要領（令和4年環政計発第2203303号。以下「国実施要領」という。）、仙台市補助金等交付規則（昭和55年仙台市規則第30号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱における用語の定義は、国交付要綱、国実施要領及び規則において使用する用語の例による。

2 前項のほか、この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 補助事業 補助金の交付の決定の通知を受けた事業をいう。
- (2) 補助事業者 補助金の交付の決定の通知を受けた者をいう。
- (3) 対象住宅 住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号）第2条第1項に定める住宅（敷地を含む。）であって、対象地域のうち、泉パークタウンエリアに所在するものをいう。
- (4) 届出済事業者 仙台市脱炭素先行地域づくり事業(住宅対象)に係る事業者の届出に関する要領（令和6年7月22日環境局長決裁）に定める届出済事業者名簿に登載されている事業者をいう。
- (5) DR（デマンド・レスポンス） 対象住宅における電力需要を抑制又は創出するた

- め、電気設備の使用者又は第三者が当該設備の制御等を行う取組をいう。
- (6) V P P (バーチャル・パワー・プラント) 複数の対象住宅でDRを同時に実施し、一定の規模で電力需要を抑制又は創出する取組をいう。
  - (7) DR/V P P事業 電力需給バランスの調整による電力供給の安定化及び再生可能エネルギーの最大限の活用に向け、本市提案書に係る共同提案者等と実施するDR及びV P Pの取組をいう。
  - (8) ソーラーカーポート カーポートの屋根として太陽光発電設備を用いるもの、またはカーポートの屋根上に太陽光発電設備を設置するものをいう。
  - (9) リース 契約の名称にかかわらず、利用者が希望する設備を事業者が代わりに購入して当該利用者に使用させ、その代金を設備の販売会社に支払い、利用者からは購入代金(元本)に金利等の諸経費を加えたものを設備使用の対価として回収するものであって、契約期間中の中途解約が原則禁止されているものをいう。
  - (10) 電力販売 太陽光発電システムの所有者である事業者が、対象住宅に太陽光発電システムを当該事業者の負担により設置し、太陽光発電システムから発電された電気を当該住宅所有者に販売するものをいう。
  - (11) 初期費用ゼロサービス 住宅所有者が負担する初期費用が不要であるリース又は電力販売により、太陽光発電システム等の設備を住宅の屋根等に設置するサービスをいう。
  - (12) 初期費用ゼロサービス事業者 初期費用ゼロサービスを提供する事業者をいう。
  - (13) 初期費用ゼロサービス利用者 初期費用ゼロサービスを利用する者をいう。
  - (14) 補助対象事業に係る設備利用者 補助対象事業により設置する設備を利用する者(初期費用ゼロサービス事業者が補助対象事業を行う場合は、初期費用ゼロサービス利用者)をいう。
  - (15) サービス料金 初期費用ゼロサービス利用者と初期費用ゼロサービス事業者との間で締結された初期費用ゼロサービスに係る契約に基づいて支払われる対価をいう。
  - (16) 補助金執行団体 国が実施する補助事業に係る補助金の交付等に係る一連の事務を行う団体として、国が補助事業ごとに選定する者をいう。
  - (17) 再エネ100%電力 再生可能エネルギー(太陽光、風力、水力、バイオマス、地熱)によって発電された電力(小売電気事業者等の再エネメニューの活用又は再エネ等電力証書(地球温暖化対策の推進に関する法律(平成10年法律第117号)に基づく温室効果ガス排出量算定・報告・公表制度における調整後排出量の算定・報告に利用可能

な国内認証排出削減量・海外認証排出削減量)の活用による調達を含む。)をいう。

(補助金の交付対象者)

第3条 補助金の交付対象者は、対象住宅で補助事業を実施する当該対象住宅の居住者又は初期費用ゼロサービス事業者とする。ただし、対象住宅で既存住宅断熱改修を実施する場合の補助金の対象者は、当該対象住宅に居住し当該住宅を所有する者又は買取再販事業者とする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、補助金の交付対象としない。

- (1) 法令、条例、規則、この要綱又はこれらに基づき市長が行った指示に反する行為を行っている者
- (2) 暴力団(仙台市暴力団排除条例(平成25年仙台市条例第29号。以下「暴力団条例」という。)第2条第2号に規定する暴力団をいう。)又は暴力団と関係を有している者
- (3) 代表者又は役員のうち暴力団員等(暴力団条例第2条第3号に規定する暴力団員をいう。)に該当する者がある法人又は団体
- (4) 申請者が個人の場合にあつては、本市の市税を滞納している者。また、申請者が個人事業主の場合、個人の市税に加え、事業主として納付すべき市税を滞納している者
- (5) 申請者が法人の場合にあつては、法人の市民税及び事業所税に係る市長に対する申告(当該申告の義務を有する者に限る。)を行っていない、又は、本市の市税を滞納している者
- (6) 補助対象設備について国又は本市が実施する他の補助金の交付を受けている者
- (7) その他市長が適当でないと認める者

(市税の滞納がないことの確認等)

第4条 前条第2項第4号及び第5号に規定する要件は、市長が補助金の交付の申請をしようとする者の同意に基づいて市税の納税状況を調査することにより確認するものとする。ただし、申請者が、市税の滞納がないことの証明書(申請日前30日以内に交付を受けたものに限る。)を提出した場合は、この限りでない。

(市税の取扱い)

第5条 第3条第2項第4号に規定する市税とは、個人の市民税(地方税法(昭和25年法律第226号)第319条第1項の規定により普通徴収の方法によって徴収されるものに限

- る。)、固定資産税、軽自動車税及び都市計画税とし、事業主として納付すべき市税とは、個人の市民税（当該事業主が仙台市市税条例（昭和 40 年仙台市条例第 1 号）第 22 条各項の規定に基づき、特別徴収義務者に指定されている場合に限る。）及び事業所税とする。
- 2 第 3 条第 2 項第 5 号に規定する市税とは、個人の市民税（当該事業主が仙台市市税条例第 22 条各項の規定に基づき、特別徴収義務者に指定されている場合に限る。）、法人の市民税、固定資産税、軽自動車税、特別土地保有税、事業所税及び都市計画税とする。

#### （補助事業の要件）

第 6 条 補助事業及び事業の実施に係る要件等は、次の各号のほか、別表第 1 第 1 項のとおりとする。

- (1) 原則として、届出済事業者との契約に基づく設備の導入等であること
- (2) 初期費用ゼロサービス事業者が初期費用ゼロサービス利用者との間で締結する契約の要件は、別表第 2 に定めるとおりとする。
- (3) この要綱に定める補助金は、原則として同一対象住宅における、同一種類の対象設備につき 1 回に限り交付するものとする。
- (4) 補助対象事業に係る設備利用者は、市が別途通知する日までに、当該補助対象事業に係る設備利用者の住宅の使用電力を再エネ 100%電力にするものとする。

#### （補助金の額）

第 7 条 補助金の額は、補助対象設備ごとに算出した補助額（千円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。）とする。

- 2 前項の補助額の算出に際しての補助対象となる経費は、消費税、地方消費税及び県その他団体から交付される補助金に相当する額を控除した額とする。
- 3 第 1 項の規定にかかわらず、補助対象事業に係る設備利用者が DR/VPP 事業に参加しない場合は、別表第 1 第 1 項に定める上限額を適用する。

#### （交付の申請）

第 8 条 規則第 3 条第 1 項の規定による交付の申請は、仙台市脱炭素先行地域づくり事業（住宅対象）補助金交付申請書（様式第 1 号。以下「交付申請書」という。）に、事業計画書（様式第 2 号）及び別表第 1 第 2 項に掲げる書類を添えて、市長が別に定める期限までに、市長に提出して行うものとする。

- 2 申請者は、次条の規定による交付決定の日以降に、補助事業に着手しなければならない

い。ただし、やむを得ない事由により、次条の規定による交付決定の日より前に事業に着手する場合で、仙台市脱炭素先行地域づくり事業(住宅対象)補助金事前着手届出書(様式第3号。以下「事前着手届出書」という。)を市長に提出し、不備がないことの確認を受けたときはこの限りでない。

(交付の決定等)

第9条 市長は、申請を受理してから30日以内に、当該申請に係る書類等の審査及び必要に応じて現地調査等を行った上で、補助金の交付の可否を決定するものとし、規則第6条の規定による決定の通知は、交付の決定については仙台市脱炭素先行地域づくり事業(住宅対象)補助金交付決定通知書(様式第4号)により、不交付の決定については仙台市脱炭素先行地域づくり事業(住宅対象)補助金不交付決定通知書(様式第5号)により行うものとする。

(交付の条件)

第10条 規則第5条第1項第1号に規定する市長の定める軽微な変更は、次のとおりとする。

- (1) 補助対象経費の配分の変更で、費目相互間の流用、かつ、その額が当該流用に係る費目のうち少ない費目の額の2割以内であるもの
- (2) 補助事業の内容の変更(当初事業目的を変更しない範囲のものに限る。)で、補助金の額に変更を生じないもの

2 規則第5条第1項の規定による変更等の申請は、仙台市脱炭素先行地域づくり事業(住宅対象)補助金変更等承認申請書(様式第6号)により行うものとする。

3 前項の申請に対する承認は、仙台市脱炭素先行地域づくり事業(住宅対象)補助金変更等承認通知書(様式第7号)により行うものとする。この場合、市長は、交付の決定を取り消し、又は変更することができる。

4 規則第5条第1項に定める条件のほか、規則第5条第2項の規定により、補助事業者は事業の実施に係る契約相手方を、2者以上の見積合せにより、選定するものとする。ただし、見積合せにより難い事由があり、当該内容を市長が認めた場合は、この限りでない。

(申請の取下げ)

第11条 規則第7条第1項の規定による申請の取下げは、交付決定の日から30日を経過

する日までに仙台市脱炭素先行地域づくり事業(住宅対象)補助金交付申請取下書(様式第8号)により行うものとする。

(実績報告)

第12条 規則第12条の規定による実績報告は、補助事業の成果を記載した仙台市脱炭素先行地域づくり事業(住宅対象)補助金実績報告書(様式第9号。以下「実績報告書」という。)に別表第1第3項に掲げる書類を添えて、原則として、補助事業が完了した日から30日以内又は補助事業を実施する年度の2月15日までのいずれか早い期日までに、市長に提出しなければならない。

(補助金の額の確定等)

第13条 市長は、前条の規定による実績報告を受けた場合において、当該報告に係る書類の審査及び必要に応じて現地調査等を行った上で、補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定するものとし、規則第13条の規定による通知は、仙台市脱炭素先行地域づくり事業(住宅対象)補助金交付額確定通知書(様式第10号)により行うものとする。

(額の再確定)

第14条 補助事業者は、第13条の規定による額の確定通知を受けた後において、補助事業に関し、違約金、返還金その他の補助金に代わる収入があったこと等により補助事業に要した経費を減額すべき事情がある場合には、市長に対し当該経費を減額して作成した実績報告書を第12条に準じて提出するものとする。

2 市長は、前項に基づき実績報告書の提出を受けた場合は、第13条に準じて改めて額の確定を行うものとする。

(手続きの代行)

第15条 この要綱による補助を受けて事業を実施しようとする者(初期費用ゼロサービス事業者を除く。)は、この要綱に定める申請手続きについて、事業の実施に必要な設備等を販売又は設置する者に対して代行を依頼することができる。

(是正のための措置)

第16条 市長は、第12条の規定による実績報告を受けた場合において、当該補助事業の

成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合しないと認めるときは、これに適合させるための措置をとるべきことを当該補助事業者に指示するものとし、理由を付して書面により通知するものとする。

(補助金の交付)

第 17 条 市長は、第 13 条の規定による補助金の額の確定等を行った後に補助金を交付するものとする。

- 2 補助事業者は、第 13 条に規定する補助金の額の確定の通知を受けた場合、速やかに仙台市脱炭素先行地域づくり事業(住宅対象)補助金交付請求書(様式第 11 号)を市長に提出しなければならない。

(決定の取消し)

第 18 条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 虚偽その他不正の手段により補助金の交付の決定又は交付を受けたとき
- (2) 補助金を他の用途に使用したとき
- (3) 補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件その他規則又はこの要綱に基づき市長が行った指示に違反したとき

- 2 前項の取消しを行ったときは、理由を付して書面により通知するものとする。

(補助金の代理受領)

第 19 条 補助事業者は、補助金の受領を、補助対象事業に係る契約をした届出済事業者に委任する方法(以下「代理受領」という。)により行うことができる。

- 2 代理受領を行おうとする補助事業者(以下「代理受領委任者」という。)は、第 8 条第 1 項の規定による申請書の提出の際、同項に規定する書類に加え、仙台市脱炭素先行地域づくり事業(住宅対象)補助金代理受領事前届出書(様式第 12 号)を市長に届け出なければならない。
- 3 代理受領委任者は、前項の規定による届出の内容に変更が生じたとき又は代理受領を中止したときは、仙台市脱炭素先行地域づくり事業(住宅対象)補助金代理受領事前届出変更(中止)届出書(様式第 13 号)を市長に提出しなければならない。
- 4 代理受領委任者は、第 12 条の規定による実績報告書を提出する際、同条に規定する書類に加え、仙台市脱炭素先行地域づくり事業(住宅対象)補助金代理受領委任状(様式

第 14 号) を市長に提出しなければならない。

- 5 補助金の代理受領を委任された届出済事業者（以下「代理受領受任者」という。）は、補助金の交付を受けようとするときは、仙台市脱炭素先行地域づくり事業（住宅対象）補助金代理受領に係る補助金交付請求書（様式第 15 号）を市長に提出するものとする。
- 6 代理受領受任者は、補助金の受領を確認したときは、速やかに代理受領委任者に報告するものとする。

#### （補助金の返還）

第 20 条 市長は、補助金の交付の決定を取り消した場合において、補助事業の当該取消しに係る部分に関し既に補助金が交付されているときは、期限を定めて、その全部又は一部の返還を請求するものとする。

- 2 市長は、補助事業者に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、期限を定めて、その超える部分の返還を請求するものとする。

#### （財産の処分の制限等）

第 21 条 補助事業者は、補助事業により取得し又は効用の増加した財産について、善良なる管理者の注意をもって管理するとともに、市長の承認を受けずに補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸付け、担保に供し、廃棄し、又は取り壊してはならない。

- 2 補助事業者は、補助金の交付を受けて設置した取得財産等（取得価格が単価 50 万円以上の機械及び器具、備品その他の重要な財産に限る。）について、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和 40 年大蔵省令第 15 号）で定める補助対象設備の耐用年数の期間内に規則第 20 条第 1 項に規定する財産の処分をしようとするときは、あらかじめ仙台市脱炭素先行地域づくり事業（住宅対象）補助金に係る財産処分承認申請書（様式第 16 号）を市長に提出しなければならない。
- 3 市長は、前項の申請があった場合は、その内容を審査し、正当な理由があると認めるときは、環境省東北地方環境事務所長の承認を受けた上で、財産処分の承認を決定するとともに、当該申請者に対して書面で通知する。
- 4 市長は、補助事業者が取得財産等を処分することにより収入があり、又は収入があると見込まれるときは、その収入の全部又は一部を市に納付させることができる。
- 5 市長は、第 2 項の規定による提出をした者について、正当な理由がないと認めるとき

は、財産処分の不承認を決定するとともに、当該申請者に対して書面で通知する。

(立入検査等)

第 22 条 市長は、必要があると認めるときは、補助事業者から報告若しくは資料の提出を求めるものとするほか、本市職員にその対象住宅、事務所、事業所等に立ち入らせ、書類その他の物件を検査させ、又は関係者に質問させるものとする。

2 市長は、前項の結果、必要があると認めるときは、補助事業者に対し改善その他必要な措置を講ずるよう指導することができる。

(書類の整備等)

第 23 条 補助事業者は、補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿等の証拠書類を整備し、かつ、補助金の交付を受けた年度の翌年度から起算して5年間保存しておかなければならない。

(自家消費割合の報告)

第 24 条 太陽光発電設備に係る補助事業者は、市長が別途通知する日までに、仙台市脱炭素先行地域づくり事業(住宅対象)補助金に係る自家消費割合実績報告書(様式第17号)を市長に提出しなければならない。

(再エネ100%電力契約状況の報告)

第 25 条 補助対象事業に係る設備利用者は、市長が別途通知する日までに、仙台市脱炭素先行地域づくり事業(住宅対象)補助金に係る再エネ100%電力契約状況報告書(様式第18号)を市長に提出しなければならない。

(脱炭素先行地域づくり事業等に関する協力)

第 26 条 市長は補助事業者及び初期費用ゼロサービス利用者に対し、次に掲げる事項について協力を求めることができる。

- (1) 補助対象設備の使用状況や二酸化炭素排出削減量等に関するアンケート
- (2) その他市が進める脱炭素先行地域づくり事業等に関するアンケート
- (3) 今後、国等から追加要望がある場合に各種データ提供に関する調査

2 補助事業者及び初期費用ゼロサービス利用者は、前項の事項について、市長から協力を要請された場合は、これに応じ、必要な協力をしなければならない。

(委任)

第 27 条 この要綱の実施に関し必要な事項は、環境局長が別に定める。

附 則

(実施期日)

- 1 この要綱は、令和 6 年 8 月 1 日から実施する。

(経過措置)

- 2 令和 6 年 4 月 1 日から本要綱実施日までの間に、本市と協議を経て書面による届出を行った上で補助事業に着手した場合には、第 8 条第 2 項に規定する事前着手届出書の提出があったものとみなす。

附 則 (令和 7 年 3 月 27 日改正)

この改正は、令和 7 年 4 月 1 日から実施する。

附 則 (令和 7 年 8 月 1 日改正)

この改正は、令和 7 年 8 月 1 日から実施する。

附 則 (令和 8 年 3 月 31 日改正)

この改正は、令和 8 年 4 月 1 日から実施する。

附 則 (令和 8 年 4 月 28 日改正)

この改正は、令和 8 年 5 月 1 日から実施する。

別表第1（第6条、第7条、第8条及び第12条関係）

1 補助対象事業及び事業の実施に係る要件等は、国実施要領別紙1の1. 事業の要件（ただし、カ及びケについては、令和5年1月13日付け環地域事発第2301131号改正の規定を適用する。）の規定によるほか、下表のとおりとする。

【太陽光発電設備（ソーラーカーポート以外）】

補助対象事業	補助対象設備	事業実施主体及び補助要件	導入を要する設備等（※2）		
			DR/VPP事業に参加する者	DR/VPP事業に参加しない者 （太陽光発電設備及び蓄電池を導入する者）	DR/VPP事業に参加しない者 （太陽光発電設備のみを導入する者）
再エネ設備整備	太陽光発電設備	国実施要領の別紙1の2. ア（ア）のとおり	必須	必須	必須
基盤インフラ整備 （※1）	蓄電池（家庭用蓄電池をいう。）	国実施要領の別紙1の2. イ（エ）のとおり	必須	必須	
	その他基盤インフラ設備 （HEMS（ホームエネルギーマネジメントシステム））	国実施要領の別紙1の2. イ（オ）のとおり	必須	任意	
省CO2等設備整備 （※1）	高効率給湯器（自然冷媒ヒートポンプ式電気給湯器（エコキュート））	国実施要領の別紙1の2. ウ（テ）のとおり	任意		
補助率			2/3	2/3	3/5
補助上限額				対象住宅一戸当たり 250万円	対象住宅一戸当たり 120万円

※1 DR/VPP事業に参加する場合は、当該事業に必要な機器であり、遠隔による制御が可能な機器を補助対象とする。

※2 表内で「必須」となっている設備について、当該設備が補助対象事業の実施前に既に設置されている場合は、この限りでない。

【太陽光発電設備（ソーラーカーポート）】

補助対象事業	補助対象設備	事業実施主体及び補助要件	導入を要する設備等（※1）	
			太陽光発電設備及び蓄電池を導入する者	太陽光発電設備のみを導入する者
再エネ設備整備	太陽光発電設備	国実施要領の別紙1の2. ア（ア）のとおり	必須	必須
基盤インフラ整備	蓄電池（家庭用蓄電池をいう。）	国実施要領の別紙1の2. イ（エ）のとおり	必須	/
	その他基盤インフラ設備（HEMS（ホームエネルギーマネジメントシステム））	国実施要領の別紙1の2. イ（オ）のとおり	任意	
補助率			2 / 3	3 / 5
補助上限額			対象住宅一戸当たり 300万円	対象住宅一戸当たり 150万円

※1 表内で「必須」となっている設備について、当該設備が補助対象事業の実施前に既に設置されている場合は、この限りでない。

補助対象事業	補助対象設備	事業実施主体、補助要件及び補助率
省CO2等設備整備	既存住宅断熱改修	国実施要領の別紙1の2. ウ（ス）のとおり

2 交付申請書に添付すべき書類は下表のとおりとする。

補助対象設備	添付書類
共通	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 事業計画書（様式第2号）（事業経費のうち、補助対象経費が確認できる書類を添付すること）</li> <li>(2) 申請者が個人の場合は、住民票の写し（個人番号（マイナンバー）の記載がないもの。発行日から3か月以内のもの）、民間事業者（届出済事業者を除く。）の場合は商業登記簿履歴事項全部証明書等（発行日から3か月以内のもの）</li> <li>(3) 申請者が初期費用ゼロサービス事業者の場合は、直近の会計年度の財務諸表（損益計算書、貸借対照表）（同一年度内に複数の事業を申請する場合は、当該年度の2件目以降の申請時は不要）</li> <li>(4) 補助対象事業を実施する対象住宅の住所及び所有者が確認できる登記事項証明書の写し。ただし、登記事項証明書の所在欄等の記載事項と当該住宅の住居表示が異なる場合は、同一であることを示す書類（いずれも発行日から3か月以内のもの）</li> <li>(5) 補助対象事業に係る設備利用者と住宅の所有者が異なる場合は、所有者が事業を実施することに同意していることが分かる書類</li> <li>(6) 補助対象事業に係る設備利用者がDR／VPP事業に参加する場合は、対象住宅に係る電気事業法施行規則（平成7年通商産業省令第77号）第3条の13第2項第4号に規定する供給地点特定番号が分かる書類</li> <li>(7) 補助対象経費が把握できる見積書等（2者以上の見積書を添付。これにより難しい場合は、その理由を示す書類を添付すること）</li> <li>(8) CO2削減効果の算定根拠資料</li> <li>(9) 補助対象事業の実施期間を把握できる予定工程表（補助対象設備ごとの工事期間、導入時期が判別できること）</li> <li>(10) 申請者が初期費用ゼロサービス事業者の場合は、初期費用ゼロサービス利用者との契約書等の写し</li> <li>(11) 申請者が初期費用ゼロサービス事業者の場合は、サービス料金から補助金額相当分が控除されていることが分かる書類及び本事業により導入した設備等について法定耐用年数期間満了まで継続的に使用するために必要な措置等を証明できる書類</li> <li>(12) 補助対象事業を実施する対象住宅の施工前の全景写真</li> <li>(13) その他市長が必要と認める書類</li> </ul>
太陽光発電設備、蓄電池、HEMS、高効率給湯器	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 補助対象設備の仕様書又はカタログ</li> <li>(2) 補助対象設備の設置図（平面図、機器配置図、システム系統図及び単線結線図等。補助対象の設備及び補助対象外の設備が判別できること。）</li> </ul>

	<p>又はこれに代わるもの</p> <p>(3) 施工前の写真</p> <p>(4) 太陽光発電設備の場合は、年間の想定自家消費電力量及び年間の想定発電量の根拠資料</p> <p>(5) 蓄電池の場合は、蓄電池のパッケージ型番が、国が実施する補助事業における対象システムとして、当該補助事業に係る補助金執行団体に登録されていることが分かる書類</p> <p>(6) 高効率給湯器について、既に設置している給湯機器を入れ替える場合は、撤去設備の仕様書又はカタログ若しくはこれに代わるもの及び撤去前の写真（仕様書又はカタログ等に記載された設備と同一の設備であるかを銘板等の写真を用いて確認できること。）</p>
<p>既存住宅断熱改修</p>	<p>(1) 関係図面（平面図、立面図、工事計画図面、面積計算表）又はこれに代わるもの</p> <p>(2) 使用材料が指定の仕様又は性能を備えることがわかる書類</p> <p>(3) 改修箇所に係る写真</p>

3 実績報告書に添付すべき書類は下表のとおりとする。

補助対象設備	添付書類
共通	(1) 契約書等の写し（補助事業者が初期費用ゼロサービス事業者の場合にあつては、当該初期費用ゼロサービス事業者と設備の施工等を行う事業者との間で締結される契約書又はこれに代わるもの）。 (2) 領収書の写し等。補助対象事業に係る経費の内訳が明記されていない場合は、補助対象事業に係る経費の内訳書類又はこれに代わるもの (3) 補助対象事業に係る設備利用者がDR/VPP事業に参加する場合は、当該事業に参加することが分かる書類 (4) 導入した設備等に係るメーカーが発行する出荷証明書及び保証書等の写し (5) その他市長が必要と認める書類
太陽光発電設備	(1) 導入設備の次の部分について、設置後の写真 ア 全ての太陽電池モジュール イ パワーコンディショナ（この表の補助対象設備の項添付書類の欄(4)に基づき提出する書類に記載された設備と同一の設備が設置されているかを銘板等の写真を用いて確認できること） ウ ソーラーカーポート本体（ソーラーカーポートを導入する場合に限る） (2) 全ての太陽電池モジュールに係る出力対比表等 (3) 導入設備の実際の設置図（平面図、機器配置図、システム系統図及び単線結線図等、補助対象の設備及び補助対象外の設備が判別できる書類）又はこれに代わるもの (4) 建築基準法第6条第1項に基づく建築物の建築等に係る申請を行う場合は、建築基準法第6条第4項に基づく確認済証及び同法第7条第5項に基づく検査済証の写し（ソーラーカーポートを導入する場合に限る） (5) 都市計画法第58条の2に基づく地区計画の区域内における行為の届出に関する適合通知書の写し（ソーラーカーポートを導入する場合に限る）
蓄電池	(1) 導入設備の次の部分について、設置後の写真（この表の補助対象設備の項添付書類の欄(4)に基づき提出する書類の写しに記載された設備と同一の設備が設置されているかを銘板等の写真を用いて確認できること） ア 蓄電池本体 イ パワーコンディショナ ウ 蓄電システム付帯のDC/DCコンバータ (2) 導入設備の実際の設置図（平面図、機器配置図、システム系統図及び単線結線図等、補助対象の設備及び補助対象外の設備が判別できる書類）又

	はこれに代わるもの
HEMS、高効率給湯器	<p>(1) 導入設備について、設置後の写真（この表の補助対象設備の項添付書類の欄(4)に基づき提出する書類の写しに記載された設備と同一の設備が設置されているかを銘板等の写真を用いて確認できること）</p> <p>(2) 導入設備の実際の設置図（平面図、機器配置図、システム系統図及び単線結線図等、補助対象の設備及び補助対象外の設備が判別できる書類）又はこれに代わるもの</p>
既存住宅断熱改修	<p>(1) 補助事業の実施状況を示す写真</p> <p>(2) 補助事業者が買取再販事業者等であって、補助事業を実施した住宅を住宅購入者に販売する場合、本要綱による補助金相当分が住宅購入者に還元されたことが分かる書類</p>

別表第2（第6条関係）

<p>リースの場合</p>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 リースを行う補助事業者に対して補助金が交付された上で、補助金の交付額相当分がサービス料金から控除されるものであること。</li> <li>2 サービス料金から補助額相当分が控除されていること及び補助事業により導入した設備について処分制限期間満了まで継続的に使用するために必要な措置等を証明できる書類を備えること。リース期間が処分制限期間よりも短い場合には、所有権移転ファイナンス・リース取引又は再リースにより、処分制限期間満了まで継続的に使用することを担保すること。</li> <li>3 初期ゼロサービス利用者に対して、補助金の交付申請をすること及び当該契約金額は前項に従って補助金の交付額相当分が控除されていることが説明されたものであること。</li> </ol>
<p>電力販売の場合</p>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 電力販売を行う補助事業者に対して補助金が交付された上で、補助金の交付額相当分がサービス料金から控除されるものであること。ただし、電力販売を行う補助事業者が宮城県内に本社を有する企業の場合は、控除額を補助金の交付額相当分の10分の9とすることができる。</li> <li>2 サービス料金から補助金の交付額相当分が控除されていること及び本事業により導入した設備等について処分制限期間満了まで継続的に使用するために必要な措置等を証明できる書類を備えること。</li> <li>3 初期ゼロサービス利用者に対して、補助金の交付申請をすること及びサービス料金は前項に従って当該補助金の交付額相当分（電力販売を行う補助事業者が宮城県内に本社を有する企業である場合は補助金の交付額相当分の10分の9とすることも可）が控除されていることが説明されたものであること。</li> </ol>